新潟市防水板設置等工事助成要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成１６年新潟市規則第１９号）に定めるもののほか、浸水被害を軽減するため、既存の住宅、店舗、事務所等（これらに付属する駐車場を含む。以下「建物等」という。）に防水板の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「防水板設置等工事」という。）を行おうとする者に対する助成金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において「防水板」とは、建物等の出入口等に設置し、浸水に耐える材質で、取りはずし又は移動が可能なもの（原則として金属板）をいう。

２　この要綱において「関連工事」とは、防水効果を高めるために行う工事で、次のものをいう。

⑴　内外壁の防水工事

⑵　土留め・土間コンクリート打設工事

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

（助成対象者）

第３条　助成対象者は、新潟市内の浸水の恐れがある区域における建物等の所有者又は使用者で、浸水対策として防水板設置等工事を行おうとするものとする。

２　前項の規定にかかわらず、防水板設置等工事を行おうとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象としない。

⑴　市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金・分担金を滞納しているとき。

⑵　建物等の売買を業とする者が、売却前の建物等に防水板設置等工事を行うとき。

⑶　国・地方公共団体

⑷　その他市長が助成対象として不適当と認めたとき。

（助成率及び助成限度額）

第４条　市長は、５０万円を限度として防水板設置等工事に要する額の２分の１を乗じて得た額を予算の範囲内において助成するものとする。ただし、助成額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ関係書類を添付し、防水板設置等工事助成金交付申請書（別記様式第１号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査のうえ速やかに助成金を交付するか否かを決定し、防水板設置等工事助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、助成金の交付を決定する場合において、これに必要な条件を付することができる。

（工事内容等の変更申請）

第７条　申請者は、助成金の交付決定後において、防水板設置等工事助成金交付申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに関係書類を添付し、防水板設置工事助成金交付変更申請書（別記様式第３号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第８条　市長は、前条の申請があった場合において、変更申請書及び関係書類を審査のうえ、変更を承認するときは、防水板設置等工事助成金交付決定変更通知書（別記様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該助成対象者に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

（工事完了の報告）

第９条　申請者は、防水板設置等工事が完了したときは、直ちに工事完了届（別記様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第１０条　市長は、工事完了届を受理した場合において、工事完了の確認を行い、助成金の交付が適当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を防水板設置等工事助成金確定通知書（別記様式第６号）により申請者に通知し、助成金を交付する。

（助成金交付決定の取消し）

第１１条　市長は、第６条の交付決定又は第８条の交付変更決定により助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消し、また既に交付した助成金を返還させることができる。

⑴　偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

⑵　正当な理由がなく、防水板設置等工事を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。

⑶　市で定める耐用年数の期間を経過する前に、天災等の不可抗力によらず、助成を受けて設置した防水板を自己処分したとき。

⑷　その他市長が必要と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、防水板設置等工事助成金交付決定取消通知書（別記様式第７号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第１２条　助成対象者は、市長が前条の取り消しをした場合は、市長の請求に応じ、交付を受けた助成金の全部又は一部を､防水板の残存価値に応じて返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１３条　助成対象者は、助成により取得した防水板等を市長の承認を受けないで処分してはならない。ただし、助成金等の交付の目的及び防水板の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りではない。

２　助成対象者は、前項の期間を経過しないうちに、助成により取得した防水板を処分しようとする場合には、市長に申し出なければならない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月３１日をもって失効する。

附　則

この要綱は、平成２３年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第一面）（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

〒　　－
申請者住所
氏名
電話番号

防水板設置等工事助成金交付申請書

次のとおり、新潟市防水板設置等工事助成要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="5">新潟市　　区</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">住宅等の構造</td><td colspan="3" rowspan="2">造　　階建</td><td>土地所有区分</td><td>自己・他者</td></tr>
<tr><td>建物所有区分</td><td>自己・他者</td></tr>
<tr><td colspan="2">家屋の床面積</td><td colspan="2">㎡</td><td>敷地面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">防水板設置
工事金額</td><td colspan="2"></td><td>建物等の
利用形態</td><td colspan="2">住居・店舗・事務所・
その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">防水板の構造
形状寸法</td><td colspan="5">板式・扉式・幕式・置型式・その他（　　）
定形寸法汎用品に（　該当　・　非該当　）
形状寸法（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地所有者</td><td>住所</td><td colspan="2"></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">建物所有者</td><td>住所</td><td colspan="2"></td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事予定期間</td><td colspan="5">着工：　　年　　月　　日
完了：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工業者</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td colspan="2">担当者名</td></tr>
<tr><td rowspan="3">振込先</td><td>振込銀行</td><td colspan="5">銀行　　支店</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td>普通・当座</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>カナ
口座名義</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

添付書類

１　「建物及び土地の登記簿謄本」または建物・土地の所有権を証する書類
２　工事場所の建物又は土地が自己所有でない場合
　・防水板設置にかかる所有者の承諾書
　・個人の場合：住民票の写し、法人の場合：法人登記簿謄本
３　納税証明書（新潟市制度用）
４　工事設計図（位置図、平面図、構造図等）
５　工事見積書
６　その他市長が必要と認める書類

別記様式第１号（第二面）（第５条関係）

＜助成対象要件に関する確認事項＞（各項目の該当する□に✔印を記入してください。）

確　認　項　目	確　認　欄	
防水板の強度や耐久性、漏水量など、必要な防水効果が得られることを事前に確認しています。	はい □	いいえ □
不意の雨に備えて防水板を正確かつ速やかに設置できるよう、防水板の重量や設置方法を事前に確認しています。	はい □	いいえ □
防水板を設置する建物敷地内に防水板の保管場所を確保します。 また盗難防止のために鍵のかかる場所に保管します。	はい □	いいえ □
市が行う工事完了検査時には申請者として自ら立ち会います。	はい □	いいえ □
市が行う防水板設置後の設置効果や保管状況調査等の実施に協力します。	はい □	いいえ □
助成を受けて設置した防水板を自己処分する場合は、事前に市へ申し出ます。	はい □	いいえ □
引越し等の転居にあたっては、防水板の所有及び使用に関する権利を委譲します。	はい □	いいえ □

【処理欄】以下の欄は市で使用するため記入しないでください。

市街化区域	担当確認	浸水の恐れがある区域	担当確認
内・外		・H10.8.4 以降の床上・床下・車庫浸水被害有 ・新潟市浸水ハザードマップの浸水想定区域内 ・新潟市洪水ひなん地図の浸水想定区域内 ・上記に該当しない（区域外）	

市税滞納	担当確認	使用料滞納	担当確認	負担金（分担金）滞納	担当確認
有・無		有・無		有・無	

浸水対策助成の交付履歴	担当確認
有・無	

助成金額	円	算定根拠	

第２号様式（第６条関係）

新　第　　号
年　　月　　日

様

新潟市長　　印
（担当：受付課　　）

防水板設置等工事助成金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった防水板設置等工事助成金については、つぎのとおり交付（不交付）の決定をしましたので通知します。

記

工事場所	新潟市　　区		
住宅等の構造	造　　階建		
家屋の床面積	㎡	敷地面積	㎡
防水板の構造 形状寸法			
防水板設置 工事金額			
工事予定期間	着工：　　年　　月　　日 完了：　　年　　月　　日		
交付決定額 （不交付の理由）			
交付条件			
備考			

別記様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

〒　　－

申請者住所

氏名

電話番号

防水板設置等工事助成金交付変更申請書

年　　月　　日付け新　　第　　号　　で交付決定のあった防水板設置等工事について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">交付決定日及び番号</td><td colspan="2">年　　月　　日付け新　　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="2">新潟市　　区</td></tr>
<tr><td rowspan="6">変更の内容</td><td></td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td>工事概要</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工事金額</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>防水板の構造
形状寸法</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>工事完了予定日</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

添付書類

１　工事設計図、工事見積書等変更の内容を証する書類

２　その他市長が必要と認める書類

別記様式第４号（第８条関係）

新　第　　号
年　　月　　日

様

新潟市長　　印
（担当：受付課　　）

防水板設置等工事助成金交付決定変更通知書

年　　月　　日付け新　　第　　号　で交付決定した防水板設置等工事助成金については、次のとおり変更したので通知します。

記

工事場所	新潟市　　区	
既交付決定額		
変更交付決定額		
変更事項	変更前	変更後
変更の理由		
変更の条件		
備考		

第５号様式（第９条関係）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

〒　　－

申請者住所

氏名

電話番号

工　事　完　了　届

年　　月　　日付け新　　第　　号　で防水板設置等工事助成金の交付決定のあった工事が完了したので、次のとおり届けます。

交付決定日及び番号（最終交付決定）	年　　月　　日付け新　　第　　号
工事場所	新潟市　　区
防水板の構造形状寸法	
工事金額	
交付決定額	
工事期間	着工：　　年　　月　　日 完了：　　年　　月　　日
備考	

添付書類

１　着手前・工事中（防水板の設置状況等）・竣工時の工事写真

２　防水板設置等工事に係る請求書及び入金を証する書類

３　防水板の出荷証明書（置型式、定型寸法汎用品の場合）

４　その他市長が必要と認める書類

第６号様式（第１０条関係）

新　第　　号

年　　月　　日

様

新潟市長　　印

（担当：受付課　　）

防水板設置等工事助成金確定通知書

年　　月　　日付けで工事完了届のあった防水板設置等工事助成金について次のとおり確定したので通知します。

記

１　交付決定額

２　既交付済額

３　確定額

別記様式第７号（第１１条関係）

新　第　　号
年　　月　　日

様

新潟市長　　印
（担当：受付課　　）

防水板設置等工事助成金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け新　　第　　号　で交付決定した防水板設置等工事助成金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

記

１　交付決定額

２　交付決定取消額

３　取消理由